4　輸出入申告官署の自由化等

(一)　輸出し、又は輸入しようとする貨物が置かれている場所を所轄する税関官署に対して輸出申告又は輸入申告を行う原則は維持しつつ、認定事業者（ＡＥＯ）のうち輸出者、輸入者又は通関業者等については、いずれかの税関官署に対して輸出申告又は輸入申告を行うことを可能とすることとした。（関税法第六七条の三及び第六七条の一九等関係）

(二)　通関業者の業務を各税関の管轄区域内に制限する規定を廃止するとともに、昨今の通関手続を取り巻く環境の変化等に対応するため、通関業制度について所要の見直しを行うこととした。（通関業法第九条等関係）

5　関税率表の品目分類に関する調整

「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」（ＨＳ条約）附属書の品目表の改正に伴い、関税率表の品目分類に関する所要の改正を行うこととした。（関税定率法別表、付表第一及び付表第二並びに関税暫定措置法別表第一、別表第一の三及び別表第二～別表第五関係）

6　納税環境の整備等

(一)　郵便又は信書便により納税申告書等が提出された場合の提出時期について発信主義を適用することとした。（関税法第六条の三関係）

(二)　延滞税の免除に係る規定の新設及び延滞税の計算日数の見直しを行うこととした。（関税法第一二条及び附則第四項関係）

(三)　調査通知が行われたときから更正があるべきことを予知したときまでの間に修正申告等が行われた場合における過少申告加算税及び無申告加算税について、その割合の見直しを行うこととした。（関税法第一二条の二～第一二条の四関係）

(四)　修正申告等があった日の前日から起算して五年前の日までの間に無申告加算税又は重加算税を課されたことがあるときは、その修正申告等に基づき課する無申告加算税又は重加算税の割合の見直しを行うこととした。（関税法第一二条の三及び第一二条の四関係）

(五)　行政不服審査法の改正を踏まえ、関税等不服審査会への諮問事項を追加することとした。（関税法第九一条等関係）

7　この法律は、別段の定めがある場合を除き、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇雇用保険法等の一部を改正する法律（法律第一七号）（厚生労働省）

一　雇用保険法の一部改正関係

1　介護休業給付金の改正

(一)　介護休業給付金の額に係る賃金日額の上限額の変更

介護休業給付金の額に係る賃金日額の上限額について、四五歳以上六〇歳未満の受給資格者に係る賃金日額の上限額とすることとした。（第六一条の六第四項関係）

(二)　介護休業給付金に関する暫定措置

介護休業給付金の額について、当分の間、被保険者が休業を開始した日に受給資格者となったものとみなしたときに算定されることとなる賃金日額に支給日数を乗じて得た額の一〇〇分の六七に相当する額に引き上げることとした。（附則第一二条の二関係）

2　雇用安定事業等の改正

四の1の㈣の高年齢者の雇用に資する事業のうち、雇用の安定に係るものについては雇用安定事業として、能力の開発及び向上に係るものについては能力開発事業として行うことができることとした。（第六二条第一項及び第六三条第一項関係）

二　雇用保険法の一部改正関係

1　雇用保険の適用対象の拡大等

(一)　六五歳に達した日以後に新たに雇用される者に対する雇用保険の適用

六五歳に達した日以後に新たに雇用される者について雇用保険の適用の対象とし、六五歳以上の被保険者を高年齢被保険者とすることとした。（第六条及び第三七条の二第一項関係）

(二)　高年齢被保険者に対する失業等給付の支給

(1)　高年齢被保険者が失業した場合には、高年齢求職者給付金を支給することとした。（第三七条の二関係）

(2)　(1)により高年齢求職者給付金の支給を受けることができる資格を有する者（3において「高年齢受給資格者」という。）について、就業促進手当（第五六条の三第一項第二号に該当する者に支給されるものに限る。）、移転費及び3の求職活動支援費の支給対象とすることとした。（第五六条の三第一項第二号及び同条第二項関係）

(3)　高年齢被保険者（教育訓練を開始した日が高年齢被保険者でなくなった日から一年以内にある者を含む。）について、教育訓練給付金の支給対象とすることとした。（第六〇条の二関係）

(4)　高年齢被保険者について、育児休業給付金及び介護休業給付金の支給対象とすることとした。（第六一条の四第一項関係）

2　就業促進手当の改正

厚生労働省令で定める安定した職業に就いた者であって、基本手当の支給残日数が所定給付日数の三分の一以上であるものに支給される就業促進手当の支給額を、基本手当日額に支給残日数に相当する日数に一〇分の六（支給残日数が所定給付日数の三分の二以上であるものにあっては、一〇分の七）を乗じて得た額とすることとした。（第五六条の三第三項関係）

3　広域求職活動費の改正

広域求職活動費の名称を求職活動支援費に改め、受給資格者等（受給資格者、高年齢受給資格者、特例受給資格者又は日雇受給資格者をいう。）が求職活動に伴い次のいずれかに該当する行為をする場合において、公共職業安定所長が厚生労働大臣の定める基準に従って必要があると認めたときに、支給することとした。（第五九条関係）

(1)　公共職業安定所の紹介による広範囲の地域にわたる求職活動

(2)　公共職業安定所の職業指導に従って行う職業に関する教育訓練の受講その他の活動

(3)　求職活動を容易にするための役務の利用

4　育児休業給付金の支給対象となる子の範囲の拡大

育児休業給付金の支給対象となる被保険者の養育する子について、被保険者が当該被保険者との間における特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者であって当該被保険者が現に監護するもの、児童福祉法第二七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第一項に規定する里親である被保険者に委託されている児童のうち当該被保険者が養子縁組によって養親となることを希望している者及びその他これらに準ずる者として厚生労働省令で定める者に、厚生労働省令で定めるところにより委託されている者を新たに対象にすることとした。（第六一条の四第一項関係）

5　介護休業給付金の支給回数の制限の緩和

被保険者が対象家族を介護するための休業について、対象家族一人につき三回までの休業を介護休業給付金の支給対象とすることとした。（第六一条の六第一項及び第六項関係）

三　労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正関係

1　雇用保険率の改正

雇用保険率について、一〇〇分の一五・五（うち失業等給付に係る率一〇〇分の一二）（農林水産業及び清酒製造業については一〇〇分の一七・五（同一〇〇分の一四）、建設業については一〇〇分の一八・五（同一〇〇分の一四））とすることとした。（第一二条第四項関係）

2　厚生労働省令で定める年齢以上の労働者に関する保険料免除措置の廃止

厚生労働省令で定める年齢以上の労働者を使用する事業に係る一般保険料の額から、事業主がその事業に使用する当該労働者に支払う賃金の総額に雇用保険率を乗じて得た額を超えない額を減じることができるものとする規定等を廃止することとした。（第一一条の二等関係）

四　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部改正関係

1　地域の実情に応じた高年齢者の多様な就業の機会の確保

(一)　地方公共団体は、㈤の協議会における協議を経て、地域の実情に応じた高年齢者の多様な就業の機会の確保に関する計画（以下「地域高年齢者就業機会確保計画」という。）を策定し、厚生労働大臣に協議し、その同意を求めることができることとした。（第三四条第一項関係）